

令和5年度 事業計画書

I. 航空を取り巻く情勢

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大から3年が過ぎ、我が国においても、感染症法上の分類の2類から5類への変更など、社会全体で平時を取り戻す動きが加速し、ポストコロナに向けた動きが本格化する中、ウクライナ情勢や物価高騰など航空業界を取り巻く情勢は依然として厳しく、予断を許さない状況が続いている。航空需要についても回復傾向にあるが、航空業界を支える人材の不足が露見するなど、引き続き、激変する情勢への柔軟な対応が求められる。

また、近年取組みを強化している脱炭素(GX)課題への対応については、ICAO CORSIAの改訂や、国内においてもカーボンプライシングの導入検討が進められる中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、SAFの国内安定供給体制の構築、GX投資への支援の獲得を中心に、関係各所との連携を図りながら対応を加速する必要がある。

多くの課題を有し、引き続き厳しい環境下ではあるが、本邦航空産業の競争力強化を実現し、航空ネットワークの回復、日本経済の活性化、地域活性化、訪日外国人の政府目標の実現に貢献できるよう航空業界に求められる役割を果たして参りたい。

II. 基本方針

我が国の航空運送事業の健全な発展を促進し、利用者利便の向上を図り、国民の生活基盤としての航空ネットワークを維持するとともに、観光立国(インバウンド・地域活性化)、国家安全保障・経済安全保障、2050カーボンニュートラル等の政府目標を実現していくため、上記情勢を踏まえ、下記のとおり取り組むこととする。

1. ポストコロナの回復期への対応と航空産業の競争力強化に向けた対応

(1) 本邦航空産業の競争力強化

過去3年に及ぶコロナ禍で多くの政府支援を頂いた一方、それを上回る累積損失の後年への影響、燃油を含む物価高騰が、依然として会員各社の成長の足枷となっている状況がある。航空需要の回復、航空ネットワークの維持強化に取り組むとともに、令和6年度予算要求に向け、空港使用料等に関する要望を取り纏めるとともに、中期的な観点での検討も加速する。

(2) 人材不足への抜本的な対処

航空需要の回復に対応できるよう、安定した生産体制の構築に繋がる対策を検討し、要望活動を行う。

政府において経済対策が策定される際は、航空業界の競争力強化に繋がる施策が反映されるよう迅速に検討、要望活動を行う。

2. 航空脱炭素化に向けた重要課題への対応

ICAO CORSIA への対応を含めた航空の脱炭素に向けた取組みを加速させていく必要がある。国際競争力を有した国産 SAF（合成燃料含む）の量産化、低燃費機材の導入や運航改善に資する管制高度化に対応するための機器導入など、多額の GX 投資の下支えとなる支援を獲得すべく、政府肝入で進めている GX 移行債の活用も視野に、各会議体での積極的な発信および関係各所への要望活動を強化する。

また GHG プロトコルにおける各国間調整ルールをはじめとした、CORSIA に対応するにあたっての国際的なルールが我が国に不利な状況とならないよう注視するとともに、関係各所に必要な発信を行う。

3. 安全・安心な航空輸送サービスの提供

(1) 航空保安

保安検査責任・実施主体の変更、保安料の見直しを含む費用負担等の課題について、有識者会議において方向性が打ち出される予定であり、業界としてあるべき姿を検討するとともに、早期に結論が得られ、制度が開始するよう継続して働きかけを行う。

(2) 迷惑行為の防止（盗撮・カスタマーハラスメント）

盗撮については、新たな法律が公布・施行されることを見据え、関係省庁や関係団体とも連携を図りながら社会への周知・啓発を行い、運用上の課題を整理し対応する。

カスタマーハラスメントについては事業主による取組みとされ、各社におけるマニュアル策定等が推奨されていることを踏まえ、各社の取組みをサポートするとともに、業界としての取組みについて検討を進める。

(3) 飲酒事案の再発防止

引き続き春の新入社員向けセミナー（主催）、秋の一般社員向けセミナー（会員各社との共催）で啓発の機会を広く提供する。飲酒依存症傾向にある社員への対策とともに、誰もが当事者になり得ることを踏まえ、セミナー内容を工夫する。会員各社の安全管理部門との情報共有の質を高めるべく、会員各社間の仲介役となり、対策や情報の横展開を図れるよう、定期的に情報共有

の場を設定する。

(4) 規制緩和

運航・整備分野に関する規制緩和要望について検討体制の見直しを行い、関係者と連携して要望の実現に取り組む。

(5) その他の取組み

物流業界全体で抱える労働者不足、デジタル化の推進、脱炭素化、物流拠点の機能強化等に向けて物流事業を営む会員各社と連携を取り、業界共通の課題に取り組む。

従来から、業界として取り組んでいるバリアフリーへの対応や有色防除雪氷剤導入への準備とともに、首都圏空港機能強化に伴う周辺自治体の視察対応等を、関係者と連携して行う。

4. 利用者利便の向上

会員各社の経営状況を踏まえつつ、航空ネットワークの充実、利用者の利便性向上に取り組む。具体的には、国際線の需要回復を見据え、訪日外国人利用者の地方誘客、受入環境強化や機材及び航空イノベーションに繋がる投資、国内ローカル路線の充実等、日本経済の活性化に向けた取り組みを推進する。

5. その他税制(令和5年度末で特例措置が期限切れとなるもの)

(1) 固定資産税(国内線航空機に係る特例措置の延長)

特例措置は令和5年度末が期限であるため、要望内容を取りまとめ、会員各社の負担軽減に取り組む。

(2) 軽油引取税

特例措置は令和5年度末が期限であるため、要望内容を取りまとめ、会員各社の負担軽減に取り組む。

(3) その他の税・予算

その他の税も要望内容を取りまとめ、会員各社の負担軽減に取り組む。

6. 上記以外の各課題への対応

(1) 訓練・審査に関する要望

事業機の訓練・審査に係る空域及び離発着場の確保について、必要に応じ関係機関に要望を行う。

(2) CARATS(将来の航空交通システムに関する長期ビジョン)

CARATS構築に関連するWG会議に引き続き参画し、将来の航空交通システムの変革に協力する。

(3) 航空安全プログラム(SSP)の適用に伴う安全情報(自発報告)の分析、活用等

SSP の導入により民間航空の安全に関する情報を幅広く収集するために確立された自発報告制度の分析等に協力し、フィードバックされた情報等の活用を図っていくことで、関係諸団体と協力し、検討会、研究会等に参加する。

(4) 危険物の航空輸送に関する検討

航空機による危険物輸送に係る基準等については、ICAO の動向を注視しつつ、航空危険品委員会として問題点の整理、検討等を行う。

(5) 航空機操縦士、航空整備士・製造技術者の養成確保等への協力推進

少子化及びこれに伴う航空従事者養成専門学校への入学者激減により、今後大きな問題となり得る、地域航空会社での操縦士、整備士・製造技術者の不足に対応するため、人材の裾野拡大、養成、確保のためのプロジェクトに積極的に取り組む。

(6) 無人航空機及び空飛ぶクルマ

無人航空機・空飛ぶクルマ委員会を中心として以下の活動を行う。

- ・令和 4 年 12 月から開始された有人地帯上空の目視外飛行（レベル 4 飛行）について、官民協議会や関係する WG に参加し、有人機との安全な空域共有を前提とした機体の技術認証や操縦士の技能証明制度の整備に参画する（小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会）。
- ・令和 7 年度の関西・大阪万博開催時期に営業飛行の実用化を目指す空飛ぶクルマについて、運航安全基準 WG 及び操縦者・整備者の基準 WG に委員を派遣して基準策定に協力するとともに、今後検討が行われる事業のありかた（事業許可基準、運航・整備審査規程）について、関与する（空の移動革命官民協議会・実務者会合等）。
- ・無人航空機及び空飛ぶクルマの性能評価開発、運航管理技術の検討に係る次世代モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト（ReAMo: Realization of Advanced Air Mobility）に積極的に関与する。

(7) ヘリコプター部会物輸営業委員会

ヘリコプターによる物資輸送時の意図しない荷物の落下を未然に防止するため、引き続き荷造り状況等を確認する安全パトロールを行う。

(8) ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会

ドクターヘリ運航の安全確保、必要経費確保にかかる要望を検討し、厚生労働省及びドクターヘリ推進議員連盟へ要請する。

日本航空医療学会による夜間救急搬送に係る検討及び厚生労働省による新型コロナ患者輸送方法に係る検討に協力する。

(9) 調査研究活動

航空事業の発展を図るため、特に重要と認められる課題については、必要

に応じ学識経験者の参加等も求め調査研究活動を行う。

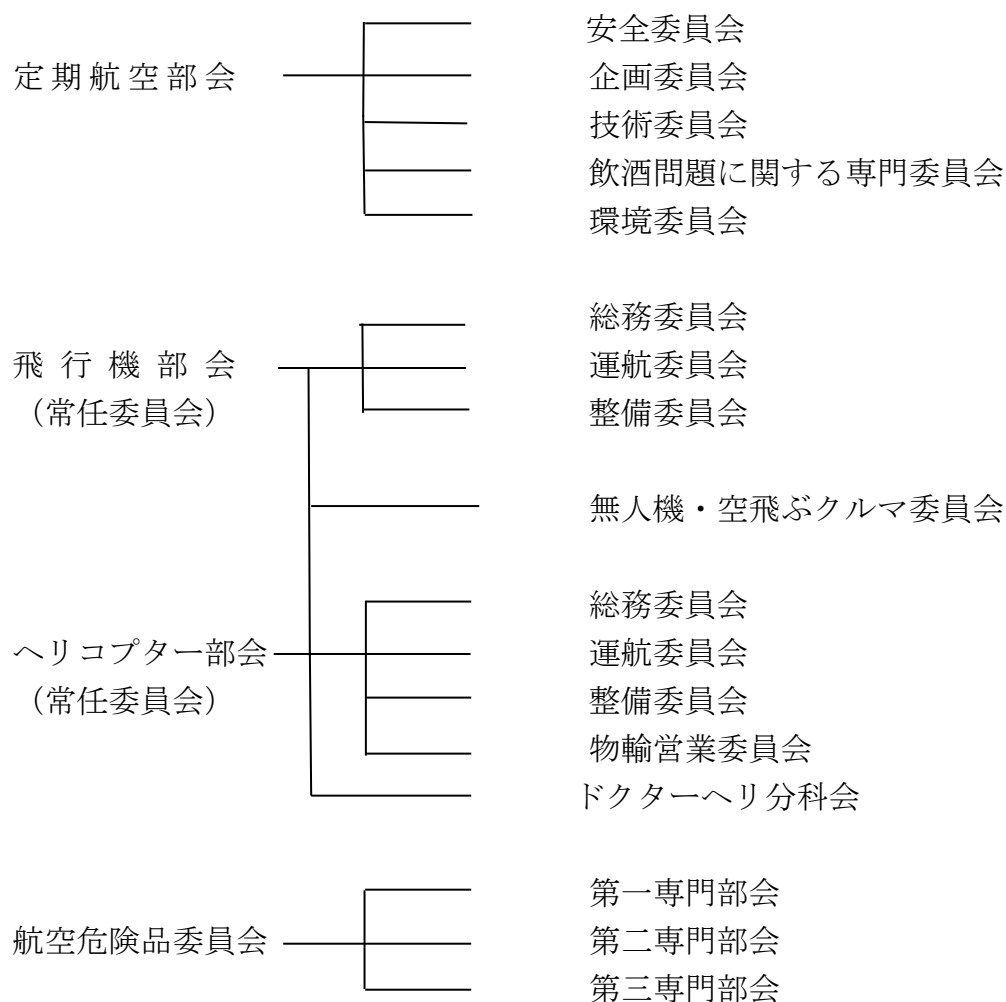
(10) 「空の日」・「空の旬間」事業の協力

「空の日」・「空の旬間」事業について協力する。

(11) 航空関係表彰

叙勲・褒章及び航空関係部外功労者表彰（国土交通大臣、地方航空局長）の候補者の推薦等を行う。

上記事業は、以下の部会・委員会等を中心に活動し、事業計画を遂行する。



Ⅲ 各種会合予定

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. 定 時 総 会 | 年 1 回開催 |
| 2. 理 事 会 | 年 4 回開催 |
| 3. 飛 行 機 部 会
(常 任 委 員 会) | 年 4 回開催
(年 6 回) |
| 4. ヘリコプター部会
(常 任 委 員 会) | 年 4 回開催
(年 6 回) |
| 5. 各種委員会及び W/G | 必要の都度 |

Ⅳ 事務局の直接事業等

1. ヘリコプター稼働実績、飛行機稼働実績の統計収集及びホームページへの掲載。
ホームページ・アドレス <http://www.ajats.or.jp>
2. 国土交通省、総務省等関係省庁からの調査依頼に対する対応。

以上